

別表 1 創業支援等相談窓口【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>有田町は、焼き物の町として窯元やそれに伴う商社が多く、事業所数の大半を占めている。市場規模の縮小に伴い、年々減少しているが、依然として工業統計調査や経済センサスでは4人以上の従業員を雇用している事業所として「窯業・土石」が、他の10倍以上の規模となっている。</p> <p>全体件数としては、平成30年度工業統計調査による109事業所のうち70件と約6割となっており、この分野が縮小した場合に、他の業種は受け皿として充足しておらず、町の人口減少の要因のひとつと言える。</p> <p>地域の経済団体及び金融機関と連携し、そのネットワークやノウハウを活用し、従来の窯業大学校卒業生の創業や窯元からの独立だけでなく、多様な業種の活性化を図るため、有田町商工観光課内に「創業支援相談窓口」を継続し、創業支援等事業の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有田町商工観光課における平成28年の創業相談件数は11件、平成29年度においては9件、平成30年度においては13件であったが、本計画に基づき、「創業支援等相談窓口」を継続するとともに、関係機関と連携することで創業支援等に関する体制の強化を図り、広報等で周知を図ることで相談件数 10件/年 を目標とする。また、創業件数年平均1件を特定創業支援等事業者と協力し増加を目指す。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援等対象者数 10件/年 創業者数：1件/年
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><創業支援等相談窓口> 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有田町商工観光課内に「創業支援等相談窓口」を継続する。2名の担当職員を配置し、相談対応を行ない創業希望者へ登記手続きなど創業の手順を説明する 窓口では、町や県、国が現在行なっている支援施策を紹介し、創業支援等事業を受けることによるメリット、特定創業支援等事業者が行う「ありた創業スクール」(特定創業支援等事業)の研修情報、創業拠点となりえる物件情報などを提供し、創業に向け連携した支援を行う。 HPや広報誌等へ創業支援等事業の情報を掲載し、創業希望者への周知を図るとともに、メールによる相談も受け付ける。 相談者から創業に向けた準備状況や事業計画の確認を行い、町が地域経済分析システム「RESAS」などを活用した経済動向を紹介、有田商工会議所や株式会社有田まちづくり公社が市場ニーズ等の分析を行う。 必要に応じ金融機関 (佐賀銀行、佐賀共栄銀行、伊万里信用金庫、長崎銀行、佐賀西

信用組合、佐賀県信用保証協会、日本政策金融公庫)の専門家から相談者の事業計画へのアドバイスを行う。

- ・町は連携する特定創業支援等事業の研修を受講済みの方に対し、「創業支援等相談窓口」にて受講証明書を発行する。
- ・町は佐賀県地域産業支援センターによる「よろず支援拠点」などの支援制度を紹介し、支援センターにより協力可能なマッチング企業の検討を行う。
- ・創業に必要なとなる要素別の各創業支援等機関の役割は以下とする。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

1. 創業者の掘り起こし

創業の意思があっても、創業のノウハウがない方を発掘するため、町HPや町広報へ「ありた創業スクール」(特定創業支援等事業)の研修情報や各種支援制度を掲載する。

2. 物件の紹介

有田商工会議所は不動産業者等を通じ、事業に適した物件がないか調査し、有田町の窓口を通じ、創業拠点となりえる物件情報などを提供する。

3. ターゲット市場の見つけ方

有田商工会議所や株式会社有田まちづくり公社、地域金融機関等が市場ニーズについての情報提供や需要が伸びそうな市場についてアドバイスを行う。有田町は「RESAS」などを使い、市場動向の現状について、情報提供を行う。

4. ビジネスモデルの構築

有田商工会議所や株式会社有田まちづくり公社、地域金融機関等が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、有田商工会議所が「ありた創業スクール」(特定創業支援等事業)を行うことにより、ビジネスモデル構築のための足がかりとする。

5. 売れる商品・サービスの作り方

有田商工会議所や株式会社有田まちづくり公社、地域金融機関等が、商品・サービスに対し、強み弱みを分析しアドバイスを行う。必要に応じ、有田商工会議所や佐賀県地域産業支援センターと協力し同業種や異業種の事業者連携のためのマッチング支援を行う。

6. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

有田商工会議所や地域金融機関、佐賀県地域産業支援センターが、販売先、ターゲッ

ト、販売方法、価格へのアドバイスや販路開拓のためのマッチング支援を行う。必要に応じ、同業種・異業種の事業者連携を図る。

7. 資金調達

有田商工会議所や地域金融機関等が資金調達のアドバイスや金融支援を行う。また、有田町、有田商工会議所が連携し、補助金等の書類作成支援を行う。

8. 事業計画書の作成

有田商工会議所が事業計画書の策定についてアドバイスを行い、地域金融機関が事業計画書のブラッシュアップを行う。

9. 許認可、手続き

有田町が担当課において、創業手続き・許認可についてアドバイスを行い、関係機関への連絡を行う。

より詳細な知識を必要とする場合は有田商工会議所が専門家を紹介し、税務労務管理等のアドバイスを行ってもらう。

10. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

有田町の創業支援等相談窓口を通じ、有田商工会議所や株式会社有田まちづくり公社と連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。必要に応じ、有田町から「RESAS」等による経済情報を提供する。また、必要に応じて有田商工会議所により研修の補講を実施する。

<特定創業支援等事業者との連携>

- ・情報の共有化を図るため、有田町と特定支援等事業者は、「創業支援等窓口」の相談者と「ありた創業スクール」（特定創業支援等事業）の受講者情報を管理し、個人情報保護の観点に留意し、本人の承諾の下、連携機関との情報共有を図る。

<特定創業支援等事業の内容について>

- ・本計画において、有田商工会議所が実施する「ありた創業スクール」（別表2-1）を特定支援等事業とし、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの項目を同じ内容で一回行う。単位制としすべて履修した者を「特定創業支援等を受けた創業者」として認定し、有田町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・ 本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業希望者や創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善して行くこととする。
- ・ 特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話やメール等で確認する。
- ・ 創業後についても、有田町は有田商工会議所や地域金融機関等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。創業開始や成功事例については、町や連携機関における広報誌等へ掲載し広くPRする。
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められる事業を行う創業者については、支援を行わず、各支援事業者とも情報を共有し、排除対象とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・ 有田町商工観光課に担当職員2名を配置し、創業支援機関と連携した、「創業支援等相談窓口」を継続する。窓口では、創業支援施策メニューや連携機関一覧が相談者に確認できるようパンフレット等の設置やリストを作成する。
- ・ 町のホームページにおいても「創業支援等相談窓口」の継続、支援制度のPRに努める。
- ・ 創業支援等事業の対象者の情報を管理一元化し、連携機関との共有化を図り、必要に応じ、連携機関の担当者と連絡会議等を開催し、活動状況、改善点について継続した検討を行う。

◆創業支援等事業とその担当機関

支援等事業		支援機関
1 創業のきっかけづくり支援		
	創業支援等相談窓口の設置	・有田町商工観光課
	「ありた創業スクール」の開催	・有田商工会議所
	空き物件など創業拠点となりえる物件情報の提供	・有田商工観光課 ・有田商工会議所
2 価値創造支援		
	ターゲット市場の選定支援 ビジネスモデル構築支援	・地域金融機関（佐賀銀行、伊万里信用金庫、長崎銀行、佐賀西信用組合、佐賀県信用保証協会、日本政策金融公庫） ・有田商工会議所 ・株式会社有田まちづくり公社 ・有田町商工観光課
	商品開発支援 マッチング支援	・有田商工会議所 ・株式会社有田まちづくり公社 ・地域金融機関 ・佐賀県地域産業支援センター
	価格設定 販路開拓	・有田商工会議所 ・地域金融機関 ・佐賀県地域産業支援センター
	資金調達、補助金等申請書作成	・有田商工会議所 ・地域金融機関 ・有田商工観光課
3 営業力強化支援		
	事業計画書 税務労務管理 創業後のフォロー	・有田商工会議所 ・地域金融機関 ・有田町商工観光課
計画期間		
平成28年10月1日～令和7年9月30日 変更箇所については令和元年12月20日～令和7年9月30日		

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。

3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表2 ありた創業スクール【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要																					
(1) 氏名又は名称	有田商工会議所																				
(2) 住所	佐賀県西松浦郡有田町本町丙954-9																				
(3) 代表者の氏名	会頭 深川祐次																				
(4) 連絡先	中小企業相談所 前田真一 (TEL)0955-42-4111 (FAX)0955-42-4114																				
創業支援等事業の目標																					
<p>これまで創業塾を開催してきた経緯はあるが、継続的に開催してきた事がなかった。創業支援はチャレンジショップ事業を含めて年間で数件ではあるが実施している事から、継続した創業スクールの開催により、創業希望者に対するサポート体制を構築し、創業者数の向上を図る。</p> <p>現在の年間相談件数は平均10件、実際の創業者数は平均4件となっている。過去の創業スクール開催実績を踏まえて、創業支援対象者数を現在の2倍となる20件、創業者数を1.5倍の6件とする。以後、事業計画期間終了となる5年後までに創業者数をトータル30件とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数 20件/年 ・創業者数6件/年</p>																					
創業支援等事業の内容及び実施方法																					
<p>(1) 創業支援等事業の内容 <ありた創業スクール> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>ありた創業スクール(特定創業支援等事業)</p> <p>創業にあたって必要な知識の習得を目指し、①総論②経営③マーケティング④税務⑤財務の5科目を週1回全5回のスケジュールで開催。各科目を単位制として、すべての科目を履修した者に対して「特定創業支援等を受けた者」として認定する。</p> <p>I. 各項目の実施内容及び履修時間</p> <table border="0"> <tr> <td>①総論(ガイダンス)</td> <td>創業の形態や必要な資格について</td> <td>2時間</td> <td>1単位</td> </tr> <tr> <td>②経営</td> <td>事業計画の立て方について</td> <td>2時間</td> <td>1単位</td> </tr> <tr> <td>③マーケティング</td> <td>商品開発・販促・市場調査について</td> <td>2時間</td> <td>1単位</td> </tr> <tr> <td>④税務</td> <td>記帳の仕方、確定申告の仕方について</td> <td>2時間</td> <td>1単位</td> </tr> <tr> <td>⑤財務</td> <td>資金調達の仕方、資金繰りについて</td> <td>2時間</td> <td>1単位</td> </tr> </table> <p>II. 実施スケジュール</p>		①総論(ガイダンス)	創業の形態や必要な資格について	2時間	1単位	②経営	事業計画の立て方について	2時間	1単位	③マーケティング	商品開発・販促・市場調査について	2時間	1単位	④税務	記帳の仕方、確定申告の仕方について	2時間	1単位	⑤財務	資金調達の仕方、資金繰りについて	2時間	1単位
①総論(ガイダンス)	創業の形態や必要な資格について	2時間	1単位																		
②経営	事業計画の立て方について	2時間	1単位																		
③マーケティング	商品開発・販促・市場調査について	2時間	1単位																		
④税務	記帳の仕方、確定申告の仕方について	2時間	1単位																		
⑤財務	資金調達の仕方、資金繰りについて	2時間	1単位																		

11月 毎週木曜日 午後7時～ 全5回

(2) 創業支援等事業の実施方法

①創業希望者の発掘と募集

創業の意思があっても創業のノウハウがない方を発掘するため、特設サイトの周知徹底を図り、相談窓口の周知から創業スクールの募集まで継続的なPRを行う。掲載先は有田町・商工会議所・まちづくり公社・その他関係機関など多岐に渡り掲載する。

②創業希望者への個別相談

創業希望者からの相談に対し、マンツーマンで対応する。個々の相談者が抱える問題や悩みなどを聞きだし、ファーストステップとして必要な支援(心構え・資金・資格・知識などの説明)を行う。

③創業スクールの実施

地域産業支援センターとの連携により、スクール講師の派遣を要請。

スクール講師と商工会議所によるカリキュラムの作成。

スクール実施日については、商工会議所職員が同席し、講師及び受講者のサポートを行う。

受講者で資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに有田町へ報告し、認定書の発行を依頼する。

④有田町での創業支援等(フォローアップ)

創業スクールを受講し、「特定創業支援等を受けた者」として認定された者で、有田町内で実際に創業する者に対して、事業計画書の作成や資金調達等についての具体的な支援を、専門家派遣等を活用しながら行い、早期の創業に向けて支援する。また、創業後も定期的な訪問により状況を把握、その都度必要な支援を講じる。

計画期間

平成28年10月1日～令和7年9月30日

変更箇所については令和元年12月20日～令和7年9月30日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第5回認定以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。

3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。